

島根大学大学評価評議会（第8回）議事要録

日 時 平成19年4月16日（月）15時15分開会～17時55分閉会

場 所 松江キャンパス本部棟5階大会議室

欠席者 なし

議 題 1. 平成18年度試行結果を受けた教員個人評価の課題への対応について

□議長から平成19年度からの教員個人評価の本格実施にあたり、評価システムの具体的な改善の内容について資料に基づき次のとおり説明があった。

(1) 教員のデータ入力作業負担の軽減について

- ・ 定量的なデータについては、可能な限り学内の現有データとの連携を図り、教員個人のデータベースに登録する支援システムを策定した。
- ・ 学術論文等の入力については、学術情報リポジトリとの連携で対応する。
- ・ 学務情報システムからのデータ登録については、科目コードを必須項目からはずし、実情にあった入力ができるようにすることで、松江キャンパスと出雲キャンパスとの調整を図ることにした。

(2) 自己評価報告書(様式)の改善について

- ・ 報告書の字数の上限と「前年度の評価結果に基づく改善状況」の項目を設ける旨説明があった。これについては、一部修正の要望が出されたため、修正したものを後日通知することになった。

(3) 全学的な指針「評価水準及びウェイト付け」について

- ・ 今回即決するものではなく、全学的な指針を設けることの是非を含めて、継続して大学評価評議会で見直しを行い、意見交換を行いたい旨説明があった。審議の結果、修正案を各学部長、法務研究科長に配付し内容を整理したうえで、次回大学評価評議会でも再度審議し内容を確認することになった。

□以上意見交換、質疑応答の後、平成19年度からの教員個人評価の本格実施、また、評価結果については、給与等の処遇に何らかの形で利用することを議長が確認し承認された。

報 告 1. 部局長等の評価の方針について

- 議長から資料に基づき次のとおり報告があり、併せて内容の確認を行った。
- ・資料については、第5回大学評価評議会で確認した部局長等の評価(試行案)及び平成18年度の試行結果を踏まえ、常任理事懇談会で内容を検討したものである。
 - ・平成18年度の学部長、法務研究科長の評価結果については、個別に面談を行い4月中に通知する。
 - ・学部長、法務研究科長の自己評価報告書及び各センター長の教員個人としての評価結果の提出先、提出方法等具体的な取扱いについては、平成18年度の試行時と同様に改めて文書で通知する。

報告2. 国立大学法人(暫定)評価に係る教育研究組織の現況分析の単位について

- 法人評価部門長(山本副学長)から資料に基づき次のとおり報告があった。
- ・国立大学法人評価委員会総会において審議され、同委員会事務室から通知のあった現況分析の単位について報告するものである。
 - ・前回の大学評価評議会で学長、担当副学長預かりになっていた連合大学院、法務研究科の取扱いについて、連合大学院は、大学院を一つの単位として分析する原則に基づき、参加校においては独立の分析単位としない。また、法務研究科については、教育面、研究面それぞれにおいて分析単位とする。

報告3. 「大学評価・学位授与機構との意見交換会及び説明会」の実施について

- 議長から次のとおり報告があった。
- ・本学の機関別認証評価の受審年度については、平成20年度に受審することを平成17年7月開催の教育研究評議会で決定しているが、大学評価・学位授与機構から受審年度の変更(21年度)について打診があり、同機構との意見交換及び説明会を実施した後、5月開催予定の大学評価評議会で受審年度について改めて審議したい。
 - ・実施要項(骨子案)については、高安評価室長から説明があった。

以上